

## 中学校(幡山中・品野中・水野中)運動場の夜間開放(ナイター)について

※学校開放団体登録が必要です。

利 用 で き る 方	・市内在住、在勤、在学のおおむね10人以上で構成したスポーツ団体 ・登録者全員がスポーツ保険に加入していること
利 用 で き る 日	学校行事などのない日のうち学校が利用指定した日
利 用 で き る 時 間	午後7時から午後9時まで(時間厳守)
利 用 で き る 種 目	サッカー・ソフトボールなど(品野中は、野球とラグビーは可)
申 込 方 法	① 奇数月の1日から10日(1月のみ6日から15日)までの間に、翌月から2か月間の利用日を体育館窓口に掲示します。利用者は、申込書または利用者が準備したはがきの裏側に備え付けのスタンプを押した上で利用希望日を記入し、表に代表者の住所、氏名を記入し受付に提出してください。 ② 複数申込があった場合は、抽選を行います。申込書または申込はがきに結果を記入します。申込書は体育館事務所にてお渡しします。利用者が準備したはがきは発表日に投函します。 ③ 当選の場合、体育館窓口で学校開放照明コイン購入申請書に必要事項を記入し、コインを購入します。
利 用 料 金	有料(夜間照明30分ごと 1,360円) ※夜間照明を使用する時間。

### 使用上の注意

- (1)開放開始時間は午後7時からです。開放時間前に運動場を使わないでください。
  - (2)照明の点灯は、コインで行います。(30分 1枚)
  - (3)午後9時に照明は自動的に消灯します。午後8時30分以降にコインを入れても、午後9時には消灯されますので、ご注意ください。
  - (4)午後8時55分に1基を残して消灯します。5分間残置灯(補助照明)がついておりますので、その間に退校してください。
  - (5)送迎等の車の駐車場所で学校職員の車が出られないことがあります。駐車場所のルールを厳守してください。
- ※ルールを守れない団体があると、施設の使用ができなくなり、他の団体も使用できなくなることがあります。